

処遇首席・庶務課長指示第1号

平成28年2月22日

広島拘置所長

弁護士から当所宛ての送付物等に、被収容者宛ての信書等の同封があった場合の取扱いについて

先般、「広島拘置所 御中」と記載された弁護士から送付されてきた封書を開封したところ、当所収容中の刑事被告人宛ての信書及び当所から同刑事被告人へ交付を依頼する旨の書面が同封されていた事案を受け、今後、標記について、下記のとおり取扱うこととするので、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 庶務課受付に送付されてきた、弁護士から当所宛て封書を開封した際、被収容者に宛てた信書等及び当所職員を介して被収容者へ交付又は仲介等を依頼する旨記載された書面（以下「同封書面」という。）が確認できた場合は、別紙とともに、弁護士宛てに庶務課から返戻することとする。
- 2 庶務課受付に送付されてきた、弁護士から当所宛て小包等を開封した際、同封書面及び荷物等が確認できた場合は、別紙とともに、弁護士宛てに庶務課から返戻することとする。
- 3 庶務課受付に送付されてきた、弁護士から当所宛て封書又は小包等を開封した際、同封書面がなく、被収容者宛て信書及び荷物等（以下「同封物」という。）のみが確認できた場合は、同封物は、当該被収容者に交付することとする。

平成 年 月 日

法律事務所

弁護士 様

〒730 - 0012

広島市中区上八丁堀 2 番 6 号

広島拘置所

送付物の返戻について

平素から当所の施設運営に御協力・御理解賜りまして誠にありがとうございます。

さて、先日、当所宛てに送付された送付物に同封されていましたが、被収容者
_____に宛てられました同封物につきましては、当所においては、仲介で
き兼ねますので、御返戻させていただきます。

被収容者との急報等における御連絡につきましては、被収容者宛てに、直接、御
連絡いただきますようお願い申し上げます。